

# 補助教材

「取扱いガイドライン」

(令和2年12月改訂版)

静岡県教育委員会

## はじめに

学校において、市町教育委員会の指導の下、子どもの「確かな学力」の育成のため、日々の授業の充実とともに、補助教材が、教科書を補完し、教育活動をより効果的に行うために用いられています。

補助教材の選択・決定に当たっては、厳正かつ公正な手続きと保護者等の理解が求められております。

特に、「校長、教員と教材会社等との関わり方」などについては、静岡県県行財政改革推進委員会において議論が重ねられ、平成 27 年 3 月、「一連の改革で目指すものは、公平性、公正性、透明性及び競争性をより高め、県民の疑念や不信を解消し、多くの県民の理解を得られる仕組みへと再構築することである」とした意見書が出されたところです。

このため、県教育委員会では、意見書も踏まえ、営利企業等従事許可「運用基準」、教材会社等との接触の在り方、退職教職員による働きかけの禁止、教材の選定・評価方法、保護者への説明方法などを盛り込んだ「改訂版ガイドライン」を作成いたしました。

各学校においては、補助教材の選定の公平性等をより高めるとともに、保護者への説明を充実するなど、このガイドラインを毎年度活用願います。

市町教育委員会においては、市町の学校管理規則等に基づく補助教材の届出・承認に関する手続きを適確に履行するとともに、各学校において補助教材が適正に取り扱われるよう指導願います。

また、県教育委員会においても、指導主事等の学校訪問その他の機会を通して補助教材の使用状況について、適確な把握及び適切な指導助言に努めます。

## 目 次

- 1 補助教材について・・・・・・・・・・ 1
- 2 補助教材の選択から決定までの流れ・・・・ 3
- 3 保護者等への説明・・・・・・・・・・ 8
- 4 デジタル教材の選択と決定・・・・・・・・ 9
- 5 補助教材の有効活用に向けて・・・・・・・・ 9
- 6 補助教材の作成、選定等に関わる教職員の  
サービスの取扱い・・・・・・・・・・ 10
  - ・ 営利企業等従事許可「運用基準」
  - ・ 教材会社等との接触の在り方
  - ・ 退職教職員の働きかけの禁止

### (資料)

- 補助教材の選択・決定・活用チェックシート・12
- 補助教材の評価・選定書（参考様式）・・・・13
- 関連法規・通達・・・・・・・・・・・・15

# 1 補助教材について

## (1) 補助教材とは

補助教材とは、学校をはじめとする教育施設などで、教科の主たる教材としての教科書に対して、補助的に用いられる教材のことです。

一般的には、教科書に掲載されていない練習問題や教科書の補足として用いられる説明用の教材が多く、初等・中等教育を担当するほとんどの教員が利用しています。

## (2) 補助教材の取扱い

補助教材の取扱いについては、学校教育法第34条の第2項に、「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」と示されています。

教員は、一般的に授業で使用する資料や練習問題、テスト問題等を作成しながら授業を進めていきます。これら教材の全てを教員が自らの手で作成することは多大な負担を伴いますし、より確かな教育成果をあげるために、補助教材は使用されています。

ただし、補助教材は保護者の経済的負担等の面から、保護者の協力・理解が得られて初めて活用できることから説明責任が伴います。また、市町教育委員会へは、届け出等が求められています。したがって、厳正な選択・決定を図り、適切な補助教材の使用に努める義務があります。

また、「学校における補助教材の取り扱いなどについて(通達)」(文部省初等中等教育局長 昭和39年3月7日)及び「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通達)」(文部省初等中等教育局長 昭和49年9月3日)で、その適正な取扱いについての通達が出されています。

通達では、「補助教材については、その内容が教育上有益なものを選択し、その取扱いについて教育的な配慮を行うとともに、入手の手続きや方法に公正を期すべきこと」が示されています。また、市町教育委員会に対しては、「教育委員会に対する事前の届け出または承認に関する手続き等を整備し、その厳正な運用を図り、適切でない補助教材が使用されることのないようあらかじめ指導すること」、県教育委員会に対しては「指導主事の視察指導等の機会を利用して補助教材の使用状況の適確な把握に努め、適切な指導助言を行うよう留意すること」が示されています。

### ～ 「選択」と「決定」の違い ～

このガイドラインでは、用語として「選択」と「決定」を区別して使用しています。

「選択」・・・児童生徒が使用する補助教材の候補を選ぶこと。

「決定」・・・補助教材を決めること。

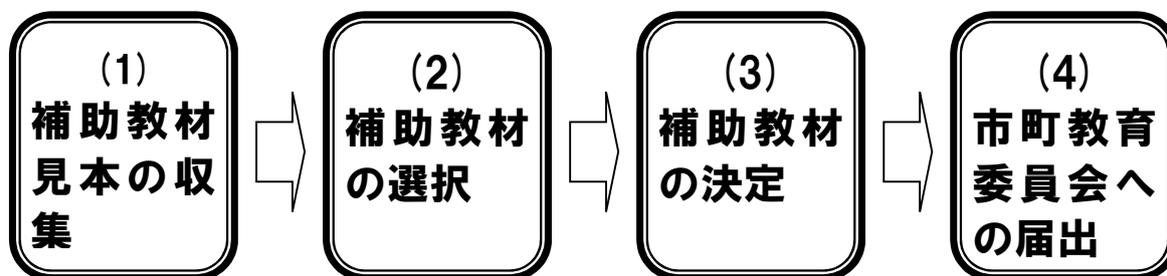
### (3) 図書教材の機能・性格(修得教材、習熟教材、評価教材)

区分	目的		主な教材	
			小学校	中学校
修得教材	学習内容に興味・関心を持たせ、それをより深化させる。	ワーク、ノート	ワーク(国語、算数、音楽)、ノート(社会科、理科、家庭科、生活科、保健)	ワーク(国語、社会科、数学、理科、英語、音楽)、ノート(理科、英語、技術・家庭科、音楽、保健体育)
		資料集	社会科、理科、家庭科	国語(便覧)、社会科、理科、技術・家庭科、音楽、美術、レタリング
		作業帳	白地図、社会科	白地図
		辞典、図鑑	国語辞典、漢字字典、人名辞典、生活科図鑑、理科図鑑	漢字字典、社会科用語辞典
		副読本	道徳、社会科、体育、安全、歌集	保健体育、道徳、国語の文法、読書教材、歌集
		まとめ教材	夏(冬)休み教材、○年の仕上げ	夏(冬)休み教材、○年の仕上げ
		習熟教材	繰り返し学習することによって、学習内容の定着を図る。	ドリル
問題集				国、社、数、理、英
英語教材				ペンマンシップ、ライティング、フォニックス、リスニング
プリント	漢字、計算			
練習帳				漢字、ペン習字、計算
作業帳				年表
書き方	硬筆、毛筆			
評価教材	学習の定着度やつまずきを発見し、学習の成果を評価・測定して診断・治療する。	テスト	国語、社会科、算数、理科、音楽、家庭科、生活科、保健	国語、社会科、数学、理科、英語、音楽、技術・家庭科、保健体育、美術、リスニング、国語聞き取り
		プリント	国語、算数、社会科、理科	

※資料：一般社団法人日本図書教材協会「授業と教材」

## 2 補助教材の選択から決定までの流れ

補助教材の決定までの大まかな流れを示します。



### (1) 補助教材見本の収集

補助教材の見本は一業者に偏ることなく、複数の業者の見本を収集して、比較・検討することで、より教育効果のあがる補助教材を使用することに結びつきます。なお、補助教材見本の収集が難しい学校においては、市町教育委員会の支援の下、収集に努める必要があります。

### (2) 補助教材の選択

補助教材を選択していくためには、「誰が」、「どんな基準で」選択するかが重要です。

#### ア 誰が

補助教材の選択は、複数の教職員の目で行うことが大切です。

静岡県和学校では、「学年部」、「教科部」、「補助教材選択委員会」等で選択が行われています。(H25.11 調査より)

#### イ どんな基準で

使用する補助教材を選択するには、前年度使用した補助教材の効果を検証し、課題を明確にした上で、選択にあたる教職員で、「選択基準」をあらかじめ共通理解しておく必要があります。選択基準としては、次のようなものが考えられます。

- 児童生徒の実態、発達段階、学び方等に適しているか
  - 学習指導要領に準拠した教科書の内容と関連して学びやすいか
  - 問題の量は適切か
  - 保護者の経済的負担を考慮しているか
- など

### (3) 補助教材の決定

選定手続	留意事項		
	年度	校長	教科部会、学年部会、補助教材選択委員会等
新年度に学年部会、教科部会、補助教材選択委員会等を経て、校長が決定する。	前年度	・使用している補助教材の効果を <u>確認する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用している補助教材の効果を検証し、「評価資料」を作成する。</u></li> <li>・新年度の補助教材見本を収集する。</li> </ul>
	新年度	・ <u>「評価資料」及び「選択資料」等により、購入する補助教材を決定する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>前年度の「評価資料」を参考にするとともに、選択基準により「選択資料」を作成し、補助教材の候補を選択（1種類）する。</u></li> </ul>

※前年度に、教科部会、学年部会、補助教材選択委員会等において、選択基準により新年度の補助教材の候補を複数、選んでおくことも可とする。

※「評価資料」及び「選択資料」の作成に当たっては、別添様式を参考とすること。

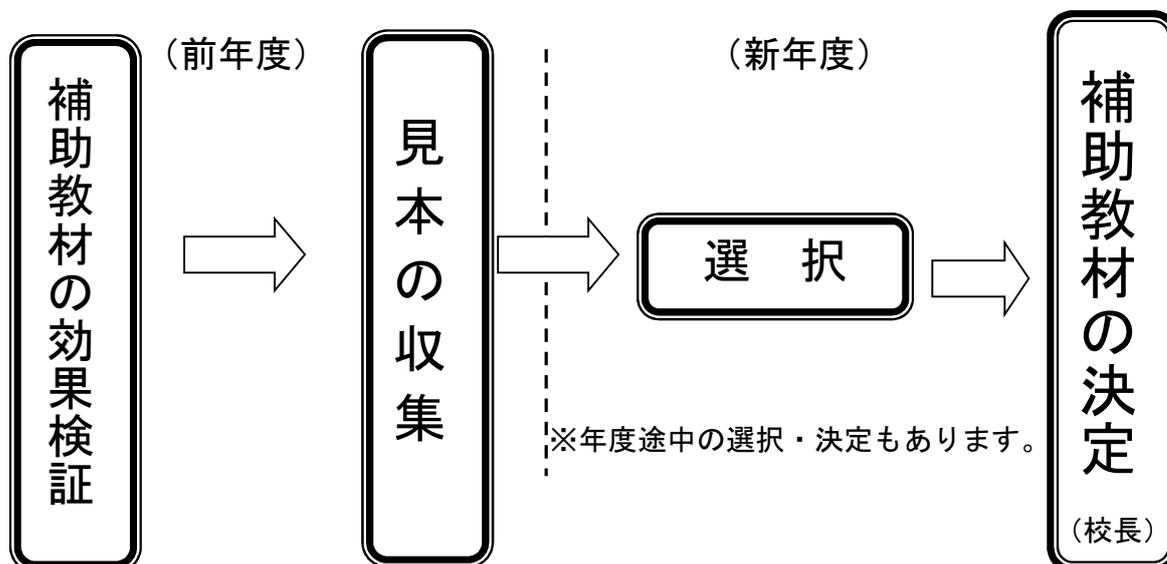
なお、評価・選択する際には、当該補助教材の必要性も含め、検討すること。

※新年度の事務量が過大とならないよう、前年度に、使用している補助教材の効果を検証しておくこと。

※評価・選択に当たっては、使用している補助教材や次年度使用する教材見本について、展示会の開催やPTA役員会等の場において、保護者の意見を聴取することが望ましい。

なお、評価教材については、問題の漏洩がないよう留意すること。

※年度途中で選定する教材についても同様の手続きで行うこと。



#### (4) 選定に当たっての校長、教頭及び教務主任の主な役割

区 分	職 務	選定に当たっての主な役割
校 長	<p>校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 ※学校教育法第37条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>補助教材の作成等に従事した教員が選定に関与（補助教材評価・選択資料の作成や意思決定過程への参画など）していないか確認する。</u></li> <li>• <u>購入費について、学年間のバランスは適正か確認する。</u></li> <li>• <u>児童生徒一人当たりの購入冊数は、適正か（授業、家庭学習等において活用度が低い教材が含まれていないか）確認する。</u></li> <li>• <u>どの補助教材を購入するか、最終決定する。</u></li> </ul>
教 頭	<p>教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。 ※学校教育法第37条第7項（準用49、62、70、82、27⑥）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>教科部会、学年部会、補助教材選択委員会等が、補助教材「取扱いガイドライン」に沿って適正に教材見本の収集、選択を行っているか確認する。</u></li> </ul>
教務主任	<p>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。 ※学校教育法施行規則第44条第4項</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>校長の監督を受け、当該学校の教育計画の立案・実施・時間割の総合調整、<u>教科書・教材の取扱い等教務に関する事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに、関係教職員に対する指導・助言に当たるものであること。</u> ※施行通達・留意事項2イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>教科部会、学年部会、補助教材選択委員会等と連絡調整し、補助教材選択の際に取りまとめの役割を担う。</u></li> </ul>
教育委員会	<p>教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。 前項の場合において、<u>教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。</u> ※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条</p>	

### (5) 選択基準及び評価項目(例)

区分	選択基準		評価項目
使いやすさ	児童生徒の実態・発達段階・学び方等に適しているか。	使用される学年の心身の発達の段階に即しているか。	児童・生徒にとって分かりやすい。 ＜理解のしやすさ＞
			児童・生徒が使いやすい。 ＜書き込みやすさ、自主学習のしやすさなど＞
			教師から見て使いやすい。 ＜評価等のしやすさ＞
			児童・生徒の実態と合っている。 ＜難易度及び分量＞
			授業、自宅学習等において十分な活用が見込まれる。
内容	学習指導要領に準拠した教科書の内容と関連して学びやすいか。	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っているか。	学習目標を達成する上で適切な構成、配列となっているか。
		多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとなっていないか。	内容や使われている図や表は適切か。
金額	保護者の経済的な負担を考慮しているか。	保護者の負担が過重なものとなっていないか。	選択対象となる補助教材の価格を比較

※評価に当たっては、評定(◎、○、×)や数値化(3よい、2ふつう、1不可)などにより客観性を高めておくことが望ましい。

※選択基準の「内容」については、基準を満たさない教材は選択不可

※「使いやすさ」及び「内容」が同等であれば金額が安い教材を選択すること。

## (6) 市町教育委員会への届出

補助教材の決定後、市町教育委員会が定める学校管理規則等に則り、使用する補助教材の一覧等の届出を市町教育委員会に速やかに提出します。

### <〇〇教育委員会 学校管理規則例>

(補助教材)

第〇条 学校においては、前条の規定により使用する教科用図書に加え、教育的に有益かつ適正であると認められる当該教科用図書以外の図書その他の教材（以下「補助教材」という。）を使用することができる。

- 2 校長は、補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないよう配慮しなければならない。
- 3 校長は、補助教材を使用しようとする場合には、別に定めるところにより教育委員会に届け出なければならない。

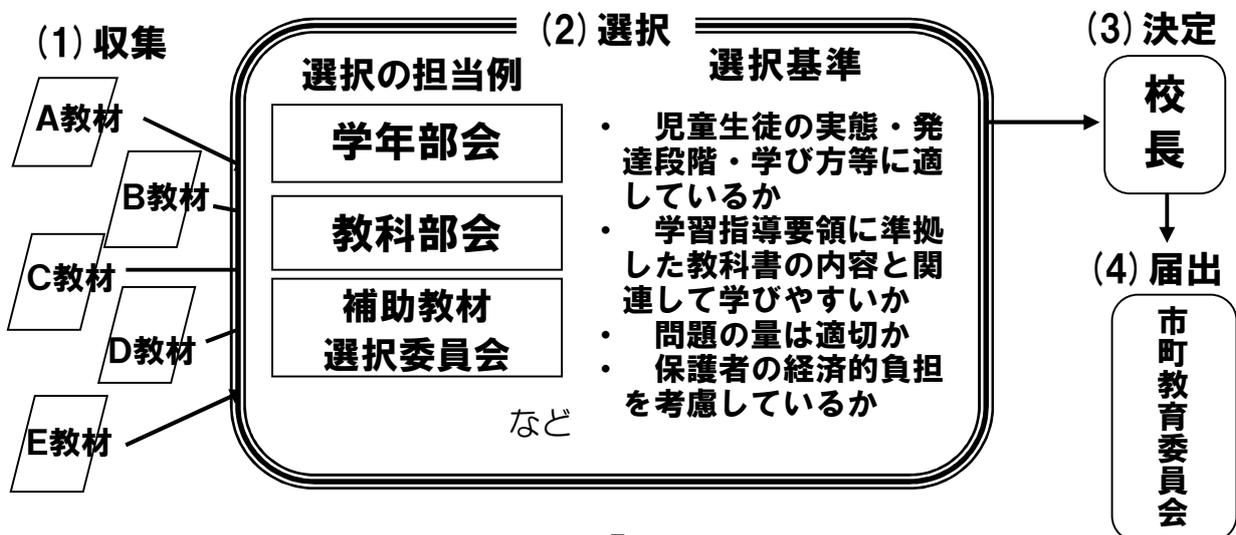
### <届出書例>

第〇条関係(様式〇号)  
**補助教材使用届**  
 〇〇〇第〇〇〇号  
 平成〇年〇月〇日  
 〇〇教育委員会 様  
 〇〇立〇〇小学校  
 校長 〇〇〇〇〇

次のとおり補助教材を使用するので、届け出ます。

年度 学年	平成〇年度 図書名	整理番号 著者	1 発行所	定価	使用理由

## 〇補助教材決定までの行程例



### 3 保護者等への説明

補助教材は、保護者等の経済的負担等の面を考慮すると、保護者等の協力・理解が必要であり、同時に説明責任が伴います。保護者等の理解と説明について具体的な事例を紹介します。

#### (1) 選択前の説明

＜展示の場を設ける＞

○保護者等の理解を得るため、意見を聞くことが大切です。年度末の学級懇談会で、見本教材を展示するなどして、広い視点から意見を聞く場を設けることが考えられます。

＜意見を聞く場を設ける＞

○補助教材の全てを対象に、保護者等から意見を聞くことは現実的に難しいと思われれます。例えば、小学校3年生で、初めて社会科と理科の授業が始まるタイミングで学校が候補として選択した社会科と理科の補助教材について、意見を聞く場を設けるなども考えられます。具体的な場面としては、PTA 役員会、学校評議員会、学校運営協議会等があります。

#### (2) 決定後の説明

＜口頭で説明する＞

○補助教材の決定後は、保護者等に対して使用する補助教材について説明する必要があります。PTA 総会や学年保護者会等が考えられます。

#### **※補助教材の役割、選択基準、使用後の成果等も含めて説明**

＜便り等で説明する＞

○1年間の学年会計予算書を配布する際に、補助教材の選択した理由等について記すなどの方法も考えられます。

#### (参考) 補助教材以外の学用品等の取扱い

補助教材以外にも、学用品や実習材料費、制服や体操服、修学旅行や卒業アルバムなど、保護者負担の経費があります。これら一括購入品や業者選定については、各学校の判断に委ねられますが、補助教材と同様、公平性・公正性・透明性の確保と、保護者の協力・理解が必要です。

以下の点について、配慮が求められます。

- 選定に当たって、適正な経費により教育効果を上げるよう検討する
- 保護者に対し、経費の内訳や年間負担額等を示す
- 保護者の自由な選択に最大限配慮しつつ、兄弟姉妹が使ったものの再利用や、学校のストックの活用など、負担を抑える方法を検討する
- 修学旅行や卒業アルバムなど、高額なものの選定の公平性等を担保するため、見積もり合わせなどの手続きを行う
- 事業者に対して、個人情報などの適正な管理を徹底する など

## 4 デジタル教材の選択と決定

現在、ICT教育の推進のため1人1台端末の導入が進められており、AIドリルなどのデジタル教材を使用する場合が想定されます。

デジタル教材は1（1）に記載のとおり、教科の主たる教材としての教科書に対して補助的に用いられるものであれば、補助教材として取り扱われることとなります。そのため、各学校においてデジタル教材を選定するに当たってはガイドラインに沿った選択、決定、届出が必要となります。

また、端末の設定や経費的な理由から、学校単位ではなく、市町があらかじめ端末に組み込む形で同一の教材を一括導入することがあります。この場合も市町や保護者などの費用負担者にかかわらず、通常（紙）の補助教材と同等に取り扱いますので、組み込む補助教材の選定に当たり、通常の補助教材と同様に公平・公正な選定をする必要があります。

そのため、選定に当たっては、教材が一定の基準に基づいて比較検討されるなど公平・公正に選定され、各学校に対する十分な説明と理解が得られていること、また、選定後においても保護者に対して、しっかりとした説明がされていることが必要となります。

なお、上記のように公平・公正な手続きが行われた場合は、通常の補助教材の決定時における「選択・決定・届出」がされたものとみなすことができます。

## 5 補助教材の有効活用に向けて

ここまで、補助教材の取扱いについて述べてきました。本来ならば、指導する児童生徒の実態をよく知る、実際に授業を行っている教員が、授業で使用する資料や練習問題、テスト問題等を作成することが最も効果が上がる方法です。

しかし、実際にはそれら全ての教材を各教員が作成することは大変難しいことです。ですから、補助教材の使用に当たっては、効果の上がる活用方法を検討したり、工夫したりする必要があります。児童生徒一人一人の理解や学習内容の定着度には、個人差があります。例えば「計算ドリル〇ページをやりましょう。」といった一律に同じ問題に取り組みさせるだけではなく、個人の習熟度に合わせて取り組ませる等も一つの方法です。

また、校長や教頭は、管理職として、個々の教員の補助教材の活用の状況について把握するように努める責任があります。

## 6 補助教材の作成、選定等に関わる教職員のサービスの取扱いについて

平成27年9月30日教育長決定  
平成28年3月22日改正  
平成30年3月26日改正

### 1 目的

「校長、教員と教材会社等との関わり方」などについて、静岡県行財政改革推進委員会において議論が重ねられ、平成27年3月、「一連の改革で目指すものは、公平性、公正性、透明性及び競争性をより高め、県民の疑念や不信を解消し、多くの県民の理解を得られる仕組みへと再構築することである」とした意見書が出された。

これを受け、県教育委員会では、補助教材選定の公平性等を確保するため、教職員の教材会社等との関わり方について、地方公務員法、職員の営利企業等の従事制限に関する規則及び静岡県職員倫理条例に基づき、下記内容により取り扱う。(各市町教育委員会においても同様に扱う。)

### 2 補助教材の作成・編集(以下「作成等」という。)に従事する場合の許可の基準等

職		関与の可否	
関わる教材の選定に教職員に	校長	×	補助教材購入に関し、当該教材会社等との間において利害関係が生じ、職務の公正な遂行に支障が生じるおそれがあるため
	教頭	×	補助教材決定の権限を有している。
	教務主任	×	管理職として、補助教材選定に関わっている。
その他の教職員		○	補助教材選択に当たって、取りまとめの役割を担っている。
		○	利害関係が生じないため(職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等を除く)

※教材会社等とは、補助教材の作成、発行、販売に関係する会社又は団体をいう。

〈許可の基準等〉

ア 教職員が報酬を得て作成等に従事する場合は、地方公務員法第38条の営利企業等の従事制限に該当するため、任命権者(県費負担教職員については市町教育委員会)の許可を受けなければならないとされており、任命権者が許可する場合には、次の点を確認しなければならない。

- ① 職責遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
- ② 職員の職務と利害関係があつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められるおそれがないこと

イ 「教材の選定に関わる教職員」が作成等に従事することは、上記ア②に照らして許可できない。また、「その他の教職員」については、業務多忙等により、能率の低下など職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、上記ア①に照らして許可しないことが妥当である。

加えて、社会問題にもなっている教職員の多忙化を解消する、あるいは助長しない観点から、職務外の活動への従事は、節度を持った取り扱いに留意すべきである。

ウ **作成等に従事した教職員は、作成に関与した補助教材が選定対象となる年度においては、選定に関わることはできない。**

### 3 教材会社等の役員等への就任等

教職員は、地方公務員法第30条の規定(倫理条例等を制定している市町にあっては関連する条文も参照)により「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない」とされており、職務の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎まなければならない。

#### (1) 役員等への就任

「教材の選定に関わる教職員」が教材会社等の役員等に就任することは、当該教職員が補助教材を作成する側と選定する側の双方に関係することになり、利益相反を生じることから、認められない。

※役員等には、取締役、監査役のような業務の執行または業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらと同等の権限または支配力を有する地位にある者をいう。また、顧問、相談役、評議員、参与等の役員で企業の経営に参加しうる地位にある者も含まれる。

#### (2) 教材会社等への事業協力

現職教職員で構成する団体が、作成等に従事する教職員についての推薦や選任の依頼に組織的に応じることは、県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、厳に慎まなければならない。

### (3) 教材会社等との接触

職務上教材会社等と接触する場合には、公務員としての自覚を持ち、県民に疑惑や不信を持たれることのないよう公平、公正に対応しなければならない。

特に教職員が補助教材の作成等に携わった教材会社等に対し、他の教材会社等と異なる対応をすることは、県民の一部に対してのみ有利な取扱いをするといった差別的な取扱いと判断されることにもなるので、教職員は、次のことに留意して対応すること。

ア 複数人で対応し、密室での接触を避けるなど場所その他の環境にも十分な配慮をする。

イ やむを得ず単独で接触する場合には、管理職に事前及び事後の報告をする。

**※営利企業等に再就職した退職教職員からの働きかけには以下により適正に対応すること。**

## 4 営利企業等に再就職した退職教職員の働きかけ規制及び対応

地方公務員法の改正（平成26年5月14日公布。平成28年4月1日施行。）により、営利企業等へ再就職した退職教職員による現職教職員への働きかけ（職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること）は規制されるので、現職教職員は、退職教職員からの働きかけに対し適正に対応しなければならない。

なお、退職教職員の働きかけに関し禁止される事項等は以下のとおりである。

### <規制の概要>

規制対象者		営利企業等への再就職者全員
規制内容	① 基本的事項	契約等事務（※）であって、退職前5年間の職務に属するものに関する働きかけを禁止
	② 管理職の経験がある者	①に加え、契約等事務であって、管理職在職時の職務に属するものに関する働きかけを禁止 ※県又は市町の条例で定めることができる。管理職の範囲は規則で規定
	③ 自ら締結・決定した契約・処分がある場合	①、②のほか、自ら締結・決定した契約・処分であって、現に再就職している営利企業等と在職していた地方公共団体との間のものに関する働きかけを禁止
働きかけが禁止される対象者		退職前5年間及び管理職時に在職していた教育委員会・学校の職員 ※学校については、当該地方公共団体（県又は市町）内の全ての公立学校の職員への働きかけが禁止されます。
規制期間		退職後2年間 ※自ら契約・決定した契約等(③)に関しては、その契約等が継続している期間（単年度契約については該当しない。）

※売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる処分に関する事務をいう。補助教材等の購入に関するものも含む。

### <規制違反に対する制裁措置>

規制違反の内容	制裁措置
元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合※（※不正な行為をするよう働きかけをした場合を除く。）	10万円以下の過料
元職員が現職職員に対して、不正な行為をするよう働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会（公平委員会）へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象

### <営業活動規制（地方公務員法の規定による働きかけ規制に加えて規制）>

現職教職員は、営利企業に再就職した退職教職員（平成27年度以降の退職者に限る。）からの営業活動（宣伝、情報収集、契約交渉等を含む。）に期間の定めなく応じてはならない。【市町ごとに規制】

なお、地方公務員法の規定による働きかけ規制においても、営利企業等（営利企業及び非営利法人）に再就職した退職教職員からの営業活動（離職前の職務に関連するものに限る。）は規制の対象に含まれ、離職後2年間は営業活動が禁止されるので留意すること。

## 補助教材の選択・決定・活用チェックシート

- 職員会議等で、補助教材の取扱い等について共通理解する場を設けている。
- 前年度使用した補助教材の効果を検証している。
- 複数の教材見本を収集している。
- 補助教材の作成に関与した教員が選定に関与していない。
- 複数の教材見本を比較・検討して選択している。
- 複数の教職員の目で選択作業をしている。
- 選択基準を設けて、それに基づいて選択している。
- 教材を使用する年度の校長が最終決定をしている。
- 市町教育委員会に補助教材の使用届等を提出している。
- 補助教材の必要性や取扱い等について、保護者会や通知等で説明をしている。あるいは、保護者等の意見を聞く場を設定している。
- 補助教材を教育的な効果が上がるように工夫して使用している。





## 関連法規・通達

### ○ 学校教育法第34条

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- 2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- 3 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

### ○ 「学校における補助教材の取り扱いなどについて(通達)」

文初初 第127号 文部省初等中等教育局長 昭和39年3月7日

学校において補助教材を使用する場合においてはその内容が教育上有益なものを選択し、その取扱いについてじゅうぶん教育的な配慮を行うとともに、入手の手続きや方法に公正を期すべきことはいうまでもないことであります。

ところが、最近使用されている学習帳、練習帳、問題帳等のうちには、その内容が必ずしも適切でないものがあり、また購入の方法などに適正を欠く場合もあるやに聞いております。

ついては、貴管下の関係機関や学校に対し、その取扱いについて、下記により指導の徹底を図られるようお願いいたします。

### 記

- 1 小学校、中学校、高等学校および特殊教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書以外の図書その他の教材(学習帳、問題帳、練習帳、解説書その他の学習参考書を含む。以下「補助教材」という。)について、教育委員会に対する事前の届け出または承認に関する手続き等を整備し、その厳正な運用を図り、適切でない補助教材が使用されることのないようあらかじめ十分指導すること。

なお、都道府県教育委員会においては、指導主事の視察指導その他の機会を利用して、これら補助教材の使用の状況を調査し、適切な指導助言を行なうよう留意すること。

- 2 学習の評価は、学校の指導計画に基づいて、教師みずから適切な方

法により行なうべきものであって、安易に問題帳等で代用したりすることは、教育上望ましいものとは考えられないこと。まして問題帳等を使用して、その採点を外部の第三者に依頼するようなことは厳にいましめるべきことであること。

- 3 補助教材や学用品などを学校で取り扱う場合、教職員が業者から手数料、寄附など名目のいかんにかかわらず金品を受け入れることは教職員のサービスの厳正を期するうえから望ましくない行為であり、またその場合学校として業者から金品などの寄附を受けることは適切でないと考えられるので、そのようなことのないよう指導の万全を期すること。

○ 「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通達)」

文初小 第404号 文部省初等中等教育局長 昭和49年9月3日

学校における補助教材については、昭和39年3月7日文初初第127号「学校における補助教材の取扱いなどについて」等によってかねてからその適正なる取扱いについて御留意願ってきたところでありますが、なお最近補助教材で内容に不適切なものがあるとして父兄等から問題として指摘された事例もありますので、この際貴委員会におかれては、特に下記の点に留意の上、その一層適正な取扱いを期するよう貴管下の市町村教育委員会及び学校に対し指導の徹底方をお願いします。

記

- 1 学校における補助教材の選択に当たっては、その内容が教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従い、かつ児童生徒の発達段階に即したものであるとともに、ことに政治や宗教について、特定の政党や宗派に偏った思想、題材によっているなど不公正な立場のものでないよう十分留意すること。
- 2 教育委員会規則の定める補助教材の事前の届出又は承認に関する手続の励行に留意するとともに、補助教材の内容については、前記一の趣旨に照らし現に使用中のものも含め、学校及び教育委員会のいずれにおいても十分の審査検討を加えること。
- 3 都道府県教育委員会においては、指導主事の視察指導その他の機会を利用して補助教材の使用状況の適確な把握に努め、適切な指導助言を行うよう留意すること。

○ 「学校における補助教材の適正な取扱いについて(通知)」

文科初第 1257 号 文部科学省初等中等教育局長 平成 27 年 3 月 4 日

学校における補助教材については、昭和 49 年 9 月 3 日文初小第 404 号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 補助教材の使用について

- (1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第 34 条第 2 項、第 49 条、第 62 条、第 70 条、第 82 条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

- (2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

- (1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
  - その使用される学年の児童生徒の心身の発達段階に即していること
  - 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。
- (2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。
- (3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項）、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。